

2021年12月27日、「最高人民法院による第一審の知的財産に係る民事及び行政案件の管轄に関する若干規定」は最高人民法院審判委員会第1858回会議で採択されたので、ここで公布する。2022年5月1日から施行される。

最高人民法院

2022年4月20日

法解釈 第[2022]13号

最高人民法院による 第一審知的財産権に係る民事および行政案件の 管轄に関する若干規定

(2021年12月27日、最高人民法院審判委員会第1858回会議で採択され、

2022年5月1日から施行)

知的財産訴訟の管轄制度をさらに改善し、4つの階層の裁判所の裁判機能を合理的に位置づけるために、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國行政訴訟法」等の法的規定に従って、知的財産裁判の実践と併せて、本規定が策定される。

第一条 発明専利、実用新案専利、植物新品種、集積回路レイアウト設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアの権利帰属、侵害紛争及び独占紛争に係る第一審の民事及び行政案件は、知的財産法院、省、自治区及び直轄市の人民政府の所在地の中級人民法院及び最高人民法院が定めた中級人民法院の管轄下に置かれるものとする。

法律上、知的財産法院の管轄権について別途規定がある場合は、その規定に従うものとする。

第二条 意匠専利の権利帰属、侵害紛争及び馳名商標の認定に係る第一審の民事および行政案件は、知的財産法院と中級人民法院の管轄下にあり、最高人民法院の承認を得て、意匠専利の行政案件を除き、基層人民法院の管轄下に置くことができる。

この規定の第一条及び本条第一項に規定する場合以外で、第一審の知的財産訴訟の訴額が最高人民法院が定めた金額以上、または国务院の部門、県レベル以上の地方人民政府又は税関の行政行為に係る案件は、中級人民法院の管轄下に置かれるものとする。

法律上、知的財産法院の管轄権について別途規定がある場合は、その規定に従うものとする。

第三条 本規定の第一条及び第二条に規定する場合を除き、第一審の知的財産権の民事及び行政案件は、最高人民法院が定めた基層人民法院の管轄下に置かれるものとする。

第四条 上級人民法院は、難解で複雑な、または法律の適用に指導的意義を有する知的財産に係る民事および行政上の案件について、訴訟法の関連規定に従い、下級人民法院の要請または独自の裁量により、提級審理（訳注：管轄を変更して上級審が審理すること）を行うことができる。

第一審の知的財産に係る民事訴訟を下級人民法院に付託する必要がある場合には、民事訴訟法第三十九条第一項の規定により、案件ごとにその上級人民法院に承認を求めなければならない。

第五条 本規定に従い、最高人民法院による管轄権の決定又は管轄下の訴訟の訴額の基準、地域の範囲の調整を必要とする場合、階層ごとに最高人民法院の承認を求めなければならない。

第六条 本規定は、2022年5月1日から施行する。

最高人民法院がこれまでに発行した司法解釈は本規定と一致しない場合、本規定に準ずる。

出所:

最高人民法院ウェブサイト 2022年4月21日

<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-355871.html>